

## 鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会規約

### (目的)

第1条 鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、鶴見岳・伽藍岳において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、大分県、別府市、宇佐市、由布市及び日出町が共同で設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 鶴見岳・伽藍岳に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画及び防災訓練等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 大分県防災会議が法第5条2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 別府市、宇佐市、由布市及び日出町の防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項（避難勧告・指示、警戒区域の設定等の防災対応に関する検討及び関係市町への助言に関することを含む。）

### (協議会の組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者で構成する。

- 2 協議会に、会長1名及び副会長4名を置く。
- 3 会長は、大分県知事をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 5 副会長は、別府市長、宇佐市長、由布市長及び日出町長をもって充てる。
- 6 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

### (協議会の開催)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第5条 協議会の構成員は、法第4条第3項の規定に基づき、協議会において協議が整った事項については、協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第6条 協議会の所掌事務の内容を検討するため、別表2に掲げる者で構成する幹事会を設置する。

- 2 幹事会に、幹事長1名及び副幹事長1名を置く。
- 3 幹事長は、大分県生活環境部防災局長をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、その議事を進行する。
- 5 幹事長は必要に応じて、幹事長が必要と認める範囲の幹事会構成員を招集し、意見等を求めることができる。また、幹事会構成員以外の者に対しても同様とする。
- 6 副幹事長は、大分県生活環境部防災局防災対策企画課長をもって充てる。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐して幹事会の業務を掌理し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、幹事長の職務を代理する。

(事務局)

第7条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、大分県生活環境部防災局防災対策企画課、別府市共創戦略室防災危機管理課、宇佐市総務部危機管理課、由布市防災安全課及び日出町総務課危機管理室が合同で行い、原則として大分県生活環境部防災局防災対策企画課が代表して庶務を行う。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年7月26日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

## 鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会構成員

区分 (法第4号第2項 中該当する号)	構成員	備考
県 (第1号)	大分県知事	会長
市町 (第1号)	別府市長	副会長
	宇佐市長	副会長
	由布市長	副会長
	日出町長	副会長
地方気象台等 (第2号)	気象庁福岡管区気象台気象防災部長	
	気象庁大分地方気象台長	
地方整備局 (第3号)	国土交通省九州地方整備局長	
陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊西部方面特科隊長	
	陸上自衛隊第41普通科連隊長	
警察 (第5号)	大分県警察本部長	
消防 (第6号)	別府市消防本部消防長	
	宇佐市消防本部消防長	
	由布市消防本部消防長	
	杵築速見消防組合消防本部消防長	
火山専門家 (第7号)	鹿児島大学 名誉教授 下川悦郎	
	鹿児島大学 名誉教授 小林哲夫	
	京都大学 名誉教授 鍵山恒臣	
	京都大学 名誉教授 竹村恵二	
その他 (第8号)	大分県生活環境部長	
	林野庁九州森林管理局長	
	国土交通省国土地理院九州地方測量部長	
	国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所長	
	環境省九州地方環境事務所くじゅう管理官事務所上席国立公園管理官	
	一般社団法人大分県バス協会会長	
西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所長		

## 鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会幹事会構成員

区分	構成員	備考
火山専門家	鹿児島大学 名誉教授 下川悦郎	
	鹿児島大学 名誉教授 小林哲夫	
	京都大学 名誉教授 鍵山恒臣	
	京都大学 名誉教授 竹村恵二	
県	生活環境部防災局長	幹事長
	生活環境部防災局防災対策企画課長	副幹事長
	企画振興部観光・地域局観光・地域振興課長	
	生活環境部自然保護推進室長	
	土木建築部砂防課長	
	東部振興局次長兼地域防災監	
	中部振興局次長兼地域防災監	
	北部振興局次長兼地域防災監	
	別府土木事務所長	
	大分土木事務所長	
宇佐土木事務所長		
市町	別府市共創戦略室防災危機管理課長	
	別府市観光戦略部観光課長	
	別府市経済産業部農林水産課長	
	宇佐市総務部危機管理課長	
	宇佐市経済部観光まちづくり課長	
	由布市防災安全課長	
	由布市商工観光課長	
	日出町総務課危機管理室長	
	日出町商工観光課長	
气象台等	気象庁福岡管区气象台気象防災部火山防災情報調整官	
	気象庁大分地方气象台防災管理官	
地方整備局	国土交通省九州地方整備局企画部火山防災対策分析官	
陸上自衛隊	陸上自衛隊西部方面特科隊第3科長	
	陸上自衛隊第41普通科連隊第3科長	
警察	警察本部生活安全部地域課次席	
	警察本部警備部警備第二課災害対策官	
	大分南警察署警備課長	
	別府警察署警備課長	
	杵築日出警察署警備課長	
消防	宇佐警察署警備課長	
	別府市消防本部警防課長	
	宇佐市消防本部警防課長	
	由布市消防本部警防課長	
その他	杵築速見消防組合日出消防署長	
	林野庁九州森林管理局計画保全部治山課長	
	林野庁九州森林管理局大分森林管理署長	
	林野庁九州森林管理局大分西部森林管理署長	
	国土交通省国土地理院九州地方測量部防災情報管理官	
	国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所副所長	
	環境省九州地方環境事務所くじゅう管理官事務所上席国立公園管理官	
	一般社団法人大分県バス協会専務理事	
西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所統括課長		

## 九重山火山防災協議会規約

### (目的)

第1条 九重山火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、九重山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、大分県、竹田市、由布市及び九重町が共同で設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 九重山に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画及び防災訓練等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 大分県防災会議が法第5条2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 竹田市、由布市及び九重町の防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項（避難勧告・指示、警戒区域の設定等の防災対応に関する検討及び関係市町への助言に関することを含む。）

### (協議会の組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者で構成する。

- 2 協議会に、会長1名及び副会長3名を置く。
- 3 会長は、大分県知事をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 5 副会長は、竹田市長、由布市長及び九重町長をもって充てる。
- 6 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

### (協議会の開催)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第5条 協議会の構成員は、法第4条第3項の規定に基づき、協議会において協議が整った事項については、協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第6条 協議会の所掌事務の内容を検討するため、別表2に掲げる者で構成する幹事会を設置する。

- 2 幹事会に、幹事長1名及び副幹事長1名を置く。
- 3 幹事長は、大分県生活環境部防災局長をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、その議事を進行する。
- 5 幹事長は必要に応じて、幹事長が必要と認める範囲の幹事会構成員を招集し、意見等を求めることができる。また、幹事会構成員以外の者に対しても同様とする。
- 6 副幹事長は、大分県生活環境部防災局防災対策企画課長をもって充てる。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐して幹事会の業務を掌理し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、幹事長の職務を代理する。

(事務局)

第7条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、大分県生活環境部防災局防災対策企画課、竹田市総務課、由布市防災安全課及び九重町危機管理情報推進課が合同で行い、原則として大分県生活環境部防災局防災対策企画課が代表して庶務を行う。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年9月26日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

## 九重山火山防災協議会構成員

区分 (法第4条第2項 中該当する号)	構成員	備考
県 (第1号)	大分県知事	会長
市町 (第1号)	竹田市長	副会長
	由布市長	副会長
	九重町長	副会長
地方気象台等 (第2号)	気象庁福岡管区気象台気象防災部長	
	気象庁大分地方気象台長	
地方整備局 (第3号)	国土交通省九州地方整備局長	
陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊西部方面特科隊長	
	陸上自衛隊西部方面戦車隊長	
警察 (第5号)	大分県警察本部長	
消防 (第6号)	竹田市消防本部消防長	
	由布市消防本部消防長	
	日田玖珠広域消防組合消防本部消防長	
火山専門家 (第7号)	鹿児島大学 名誉教授 下川悦郎	
	鹿児島大学 名誉教授 小林哲夫	
	京都大学 名誉教授 鍵山恒臣	
	京都大学 名誉教授 竹村恵二	
	九州大学 教授 藤光康宏	
その他 (第8号)	大分県生活環境部長	
	林野庁九州森林管理局長	
	国土交通省国土地理院九州地方測量部長	
	国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所長	
	環境省九州地方環境事務所くじゅう管理官事務所上席国立公園管理官 一般社団法人大分県バス協会会長	

## 九重山火山防災協議会幹事会構成員

区分	構成員	備考
火山専門家	鹿児島大学 名誉教授 下川悦郎	
	鹿児島大学 名誉教授 小林哲夫	
	京都大学 名誉教授 鍵山恒臣	
	京都大学 名誉教授 竹村恵二	
	九州大学 教授 藤光康宏	
県	生活環境部防災局長	幹事長
	生活環境部防災局防災対策企画課長	副幹事長
	企画振興部観光・地域局観光・地域振興課長	
	生活環境部自然保護推進室長	
	土木建築部砂防課長	
	中部振興局次長兼地域防災監	
	豊肥振興局次長兼地域防災監	
	西部振興局次長兼地域防災監	
	大分土木事務所長	
	竹田土木事務所長	
玖珠土木事務所長		
市町	竹田市総務課長	
	竹田市商工観光課長	
	由布市防災安全課長	
	由布市商工観光課長	
	九重町危機管理情報推進課長	
	九重町商工観光・自然環境課長	
气象台等	気象庁福岡管区气象台気象防災部火山防災情報調整官	
	気象庁大分地方气象台防災管理官	
地方整備局	国土交通省九州地方整備局企画部火山防災対策分析官	
陸上自衛隊	陸上自衛隊西部方面特科隊第3科長	
	陸上自衛隊西部方面戦車隊第3科長	
警察	警察本部生活安全部地域課次席	
	警察本部警備部警備第二課災害対策官	
	大分南警察署警備課長	
	玖珠警察署警備課長	
	竹田警察署警備課長	
消防	竹田市消防本部警防課長	
	由布市消防本部警防課長	
	日田玖珠広域消防組合玖珠消防署長	
その他	林野庁九州森林管理局計画保全部治山課長	
	林野庁九州森林管理局大分森林管理署長	
	林野庁九州森林管理局大分西部森林管理署長	
	国土交通省国土地理院九州地方測量部防災情報管理官	
	国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所副所長	
	環境省九州地方環境事務所くじゅう管理官事務所上席国立公園管理官 一般社団法人大分県バス協会専務理事	